

(仮称) 第2期札幌市教育振興基本計画の策定に向けた
令和5年度検討会議 設置要綱

(令和4年11月25日 教育長決裁)

(目的)

第1条 (仮称) 第2期札幌市教育振興基本計画の策定に向け、有識者や市民等の意見を聴取するため、「(仮称) 第2期札幌市教育振興基本計画の策定に向けた令和5年度検討会議(以下「検討会議」という。)」を設置する。

(組織等)

第2条 検討会議は、14名以内の委員で組織する。

2 委員は、有識者など教育長が適当と認める者とし、教育長が委嘱し、又は任命する。

3 委員には、公募委員を若干名含めることとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 検討会議は、教育長が招集する。

2 検討会議は、原則として公開とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に座長及び副座長を各1名おき、委員の互選とする。

2 座長は、検討会議を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第6条 委員に対して、検討会議1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。

ただし、札幌市職員は無報酬とする。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、札幌市教育委員会生涯学習部総務課(教育政策担当)に置き、生涯学習部長を事務局長とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、生涯学習部長が決定する。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月25日から施行する。